宝木の郷地区のまちづくり

地区計画の手引き

宇 都 宮 市

目 次

1.	はじめに 地区計画制度とは・・・・・・1
2.	地区計画の内容・・・・・・・・・・2
3.	新築や増改築の手続き・・・・・・・・9
4.	計画書・・・・・・・・・・・・13
_	

1. はじめに --- 地区計画制度とは

宝木の郷地区においては、土地区画整理事業の実施によって、道路や公園などが整備され、宅地が創出されることから、住宅地としての良好な環境を創出するとともに、将来においても維持・保全がなされるよう、「宝木の郷地区計画」というルールを定めました。

【地区計画とは】

地区計画は、特定の地区内において、良好な市街地環境の形成・保持のため、施設整備・建築物の整備・土地利用に関する一体的かつ総合的な計画で、地区にふさわしいきめ細かいルールを定めるものです。

「地区計画」が都市計画として決定されますと、その地域で建築などを行うときには、地区計画の内容を守ることが必要になります(建築などを行う前に市へ届出をしていただきます)。地区計画の内容に合わない場合には、設計の変更をお願いすることになります。

このパンフレットは,「宝木の郷地区計画」の内容を知っていただくためのものです。

2. 地区計画の内容

「宝木の郷地区計画」で定める建築物等に関する主な制限は,次のとおりです。

なお、地区計画についての詳しい内容については、3~8ページをご覧下さい。

項目	内容			
建築物等の用途	一戸建て住宅,住宅兼用店舗,公益上必要な建物,各々に附属する もの。			
建築物の敷地面積の 最低限度	165m²			
吃美用(/)化(清	原則として,建築物の外壁等から道路境界線及び隣地境界線までの 距離は1m以上確保するものとします。			
建築物等の形態又は意匠	良好なまち並みにふさわしい落ち着いた色調のものとします。			
垣又はさくの構造	原則として1.5m以下の生垣とします。			

地区内の詳しいルール

○建築物の用途の制限

低層住宅を中心とした良好な環境の住宅地を形成するために、次の用途 に利用するものだけが建築できます。

- 1. 一戸建て住宅
- 2. 兼用住宅で、非住宅部分が50m以下かつ延べ面積の1/2未満の もの
- 3. 巡査派出所や公衆電話所など
- 4. 上記の建築物に附属するもの

解説

良好な住宅地としての環境を育成・保全するために、第一種低層住居専用地域に建築できる用途のうち、共同住宅、長屋、神社、寺院、教会などや公衆浴場は建築できません。

○敷地面積の最低限度の制限

敷地の細分化を防止するため、敷地面積の最低限度を

165平方メートル

とします。

趣旨

公園や道路などがきれいに整備された新しい住宅地にふさわしいゆとりのあるまち並みをつくるため, 敷地面積の最低限度を制限します。

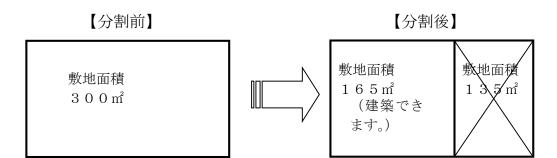
このことによって、宅地を細かく分割することによる建て詰まりを防止し、宅 地内に、日照・通風・採光等を確保するための適正な空間を確保します。

解説

建築物の敷地の面積は、原則として165㎡以上としなければなりません。 敷地を分割して、165㎡未満になると、その敷地には建築することができなく なります。

【例】

現在,300㎡の敷地を持っている方が,分割して165㎡と135㎡の敷地にすると,135㎡の敷地には,建築することができなくなります。



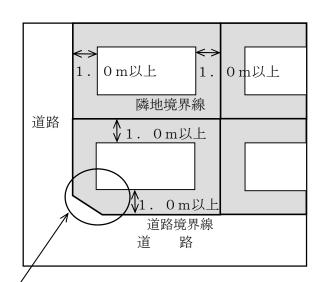
分割後には, $165 \, \mathrm{m}^3$ 未満になりますので,建築できません。

○壁面の位置の制限

建築物の外壁や柱などは、原則として道路境界線、隣地境界線から1メートル以上離さなければなりません。

趣旨

日照や通風の確保,また,広が りのある空間や植樹スペースを確 保して,ゆとりのある緑豊かなま ち並みをつくるために,建築物を 道路や隣地から後退して建築して いただく制限を定めております。



壁面の位置の制限は、道路の隅切り部分については、緩和されます。

【壁面位置の制限の緩和】

次の建築物や建築物の部分については,壁面の位置の制限が緩 和されます。

- 1 高さ3メートル以下の車庫(平家建ての開放性のあるもので、かつ、屋根を透光性のある材質で葺いたものに限る。)
- 2 母屋に附属する小規模な物置等
- 3 出窓等の局部的に突出する部分(道路境界線側に限る。)

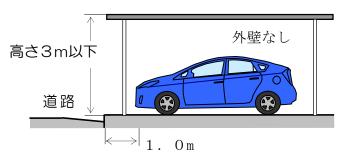


【壁面の後退が緩和される建築物等または建築物の部分】

1 車庫で高さが3m以下のものは、突出して建築することができます。この場合の車庫は、平屋建ての開放性のあるもの(外壁を有しないもの等)で、屋根を透光性のある材質で葺いたものにしなければなりません。

〈建築できます〉

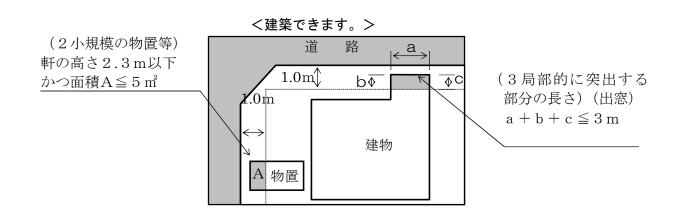
平屋建ての開放性のあるもので、 屋根は透光性のある材質





- 2 附属する物置等で、軒の高さが2.3m以下のものは、面積5㎡までは突出して建築することができます。
- 3 道路境界線から1. Omに満たない距離にある出窓等【窓台カウンターが床から0. 3m以上の高さにある(地袋は対象外)】は、突出している部分の外壁や柱の中心線の長さの合計が3mまでは緩和されます。

(この場合, 隣地境界線側についての緩和はありません。)



建築物等の形態又は意匠の制限

外壁・屋根の色彩は、できるだけ原色を避けて、良好なまち並みに ふさわしい落ち着いたものとしてください。

趣旨

まち並みを決める大切なものの1つに「色彩」があります。住宅の外壁や屋根には刺激的な原色などの使用を避け、落ち着いたまち並みにより、魅力ある住宅団地の形成を目指します。

また、看板や車庫を設置する場合は、周辺との調和のとれたものにしてください。

O 垣又はさくの構造の制限

ただし、隣地との境界部分などは、透視可能なフェンスとすることができます。この場合、基礎の高さはO.6m以下とし、全体の仕上がり高は 1.5m以下とします。

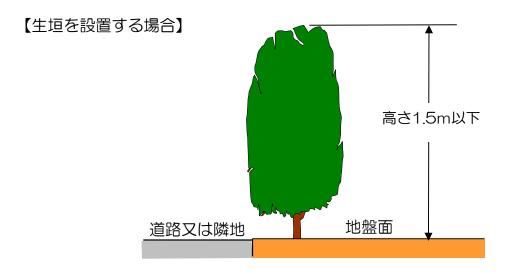
塀の構造は生垣とし、生垣の仕上がり高は1.5m以下とします。

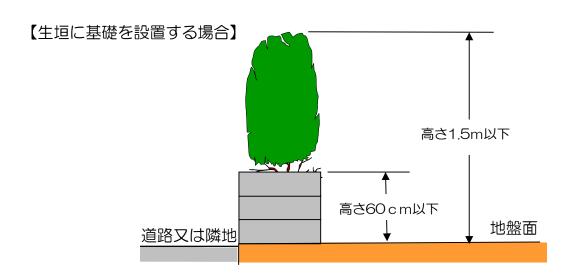
趣旨

緑豊かなまち並みをつくるとともに、震災時の防災や景観を考えて、垣又は さくの構造の制限を設けます。

また、まち並みの美しさを考え、生垣等の高さにも制限を設けます。

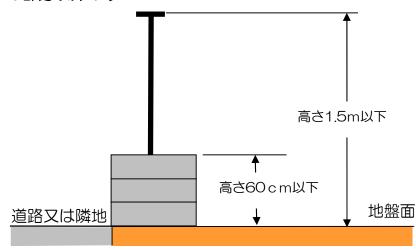






【フェンスを設置する場合】

※参考図表示の部分以外のみ



3. 新築や増改築の際の手続き

地区計画区域内に建築物を建築したり宅地造成等を行う場合には届出をしていただき、地区計画の内容に沿った建築等の計画であるかどうかを判断いたします。

届出の必要な行為

届出が必要な行為は,次のとおりです。

行為	内 容 の 説 明
(1)建築物の建築	建築物には、家屋はもちろん車庫、物置、建築物に附属する門や塀などが含まれます。 「建築」とは、新築、増改築、移転、修繕のことをいいます。
(2)工作物の建築	「工作物」とは,垣,さく,塀,門,広告塔,看板などをいいます。
(3)建築物,工作 物の形態·意 匠の変更	建築物等の屋根・外壁の色彩の変更や擁壁の形質の変更, 垣又はさくの構造の変更などをいいます。
(4)土地の区画形質の変更	切土や盛土,区画などの変更をいいます。

地区計画に適合しないと・・

届出の行為が地区計画に合わない場合には、設計変更等の勧告を市長が行います。

届出の方法

次の書類を添えて、担当課まで届け出てください。

1. 届出書類

(1) 地区計画の区域内における行為の届出書 2通(正1・副1)11頁参照 ※用紙は宇都宮市のホームページから入手できます。

(http://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/).

(2) 設計図書

12頁の「届出書に必要な添付図書」により指定された図面を、上記の(1)届 出書に添付してください。

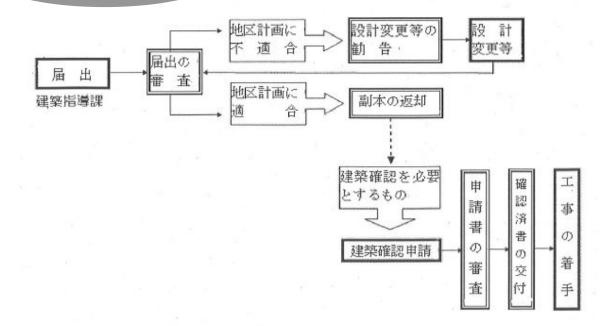
2. 届出先

宇都宮市都市整備部建築指導課 16028-632-2576

3. 届出時期

工事(行為)着手日の30日前までに届け出てください。 なお、設計や施工方法などを変更した場合は、上記1の(1)から(2)までの書類・ 図面を再度提出していただくことになります。

届出から工事着手まで



届出書の書き方

届出書は、下記の例を参考に書いてください。

氏名

別記槍	美 式第十	の一(第四十三条の	儿関係)					己人	Bl	
宇都宮	不市長	地 区 (00000 殿	計 画	の区域内に 届出	者 住所 氏名	宇都度	平6 (市公2 *都宮	艾〇〇年 2町ム△番 太郎 3一〇〇〇	补地	 Of
土地 建築等 建築等 水竹6 1 行行 5 行; 6 行;	の区画形像 物の建築文 物等の用語 物等の形態 か り は採 為の場 う 為の完 う う う う う の と い う り り り り り り り り り り り り り り り り う り う り う り う り う り う り う り う う う の う う う う	(は工作物の建設 家の変更 (注文は意匠の変更 宇都宮市 予定日 平成()() 予定日 平成()()	いて、下記(こより届けます。 記 叮○○番地 ○日 ○日	, <u> </u>					e une Nue
	計又は施 地の区画	行方法 画形質の変更		区域の						m²
(2)	(1)	行為の種別(建築物	の建築・	工作物の建設)	(新築)	7绝•触	築・科	(東京)		
物建	(p)	13.40 12.53	The state of the s	出部分	-	人外の部		合	青	+
の築	設	(i)敷地面積	7141		/ддо			ы	000	
建物		(ii)建築又は建設面積	書	OOO m²		00C	m²		000	
設の建	計	(iii)延べ面積	8	OOO m²		000			000	
築	(D)	(血)处 山川県		m²)	(m²)	(127070	⊃mi m²)
又	概	(iv)高さ 地盤面かり	5 00 n		` `	<u> </u>				
は エ	要	階数) () 階				生折	H= ()	m	
作		(vii)屋根及び外壁の色		根:グレー	C (*>1117		<u>ーール</u> ベージ		111	
(3) 建	上 築物等			(ロ)変更前の	田之	SEA		変更後の用	1.26	
1 1 1	強の変す	11/2020111/20 1/0	: 油种	(口)及文丽(0)	/11/62		(/ 1/3	(义)及(7)八	1702	
		<u>- </u>)形態又は意匠の変更		変更の内容						
(5) 木										- 2
備考	11 02	/ IX 1/x		伐採面積						m²
1 届出者; 2 届出者の 3 建築物や 4 地区計配 (1) 当; するこ (2) 当; 用途変	D氏名 (法) 等の用途の3 所において 5 所法第 12 条 該建築物の こと。用途の 該建築物の に 変建築物の に 変建築物の に 変建築物の に 変建築物の に で の の の の の の の の の の の の の	る場合においては、氏名は、 人にあってはその代表者の氏 変更について変更部分が二以 をめられている内容に照らし の9に規定する内容を定めが 建築についてはは、(2)(ロ の変更があわせて行われると 用途の変更については、(2 変建築物の住宅の用途に供す こついて二以上の種類の行為	名)の記載を 上あるときは て、必要な事 た地区整備計画)(iii)延べ面 きは、用途変)(ロ)(i) る部分の延べ	自署で行なう場合は、各部ごとに記載する 項について記載する 頭の区域内における 積欄の()の中に 更後の住宅の用途は 敷地面積の合計欄)に	こおいては、 けること。 5 こと。 建築物の建築 こ当該建築物 こ供する部分 及び (2) (r ついても記載	押印を省略 意又は用途 の住宅のJ の延べ面科 コ) (iii)延 はすること	の変更し 用途に供 責を記載 で面積の	こついては、 する部分のタ すること。	次による 延べ面積:	を記載
	付 欄	連	絡	先				書の交付年月	1 11	
		住所	***				200	~ [] 7"/:	. 171	

届出書に必要な添付図書

届出に必要な図書は、下記のとおりです。

行為の種別	図書	縮尺	備考
	付 近 見 取 図	1/1000以上	方位,道路及び目標となる地 物の表示
	配 置 図	1/100 以上	敷地内における建築物の位置 を表示(境界から壁面までの 距離を記入)
(1)建築物の建築 , 工作物の建設	立 面 図 (2面以上) 各階平面図	1/50 以上	建築物の高さ、軒高、道路面から地盤面までの高さ、外壁・屋根・野外広告物の色彩を表示
	※垣,さくの設置 平 面 図	1/100 以上	垣又はさくを設置する場合, 配置図を基に,門,垣,塀, 植栽などを記載したもの
	※垣, さくの設置 立 面 図	1/50 以上	垣又はさくの構造, 高さを表 示
	付 近 見 取 図	1/1000以上	
	配 置 図	1/100 以上	
(2)建築物又は工作物の形態・意匠の	立 面 図	1/50 以上	(1)の備考参照
変更	※垣, さくの設置 平 面 図	1/100 以上	
	※垣, さくの設置 立 面 図	1/50 以上	
(3) 土地の区画・形 <i>既の</i> 亦恵	区 域 図	1/1000以上	当該土地の区域並びに当該区 域及び当該区域の周辺の公共 施設を表示
質の変更	設 計 図	1/100 以上	造成計画図及び断面図

^{※1.} 必要に応じて、その他参考となるべき事項を記載した図書を添付してください。

^{2.} 届出書の体裁は、添付図面をA4版に折り、届出書・適合通知書を表紙につけて、 左とじにして提出してください。

4. 計画書

宇都宮都市計画地区計画の決定 (宇都宮市決定)

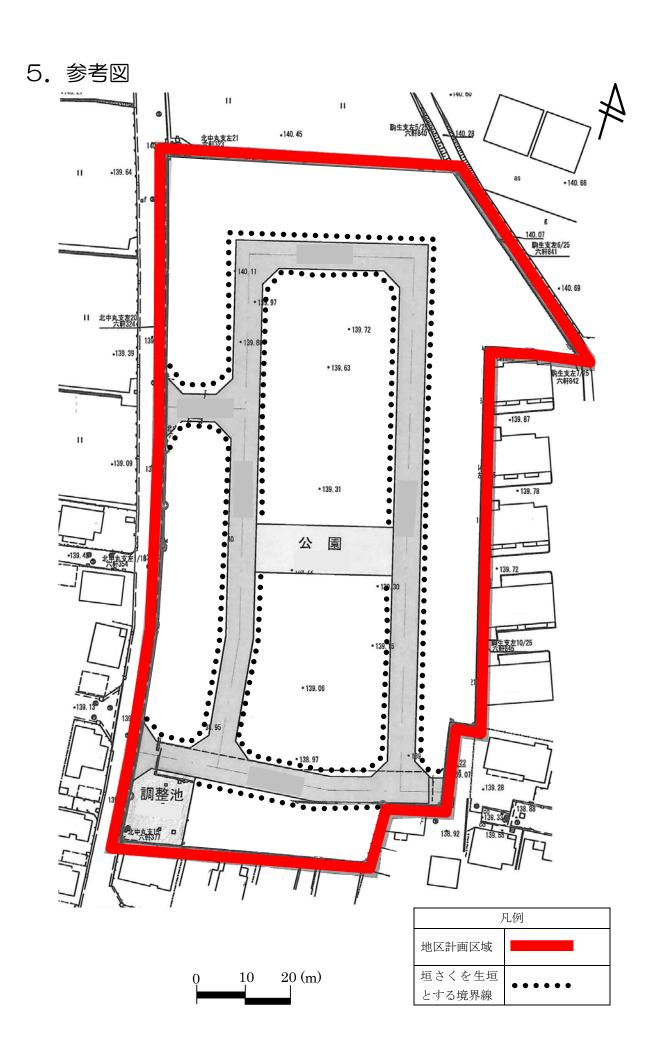
都市計画宝木の郷地区計画を次のように決定する。

名称		称	宝木の郷地区計画			
位		五 置	宇都宮市宝木町1丁目地内			
直		積	約1. 1 h a			
区域の整備・厚る) 发三岩	地区計画の目標	本地区は、市の中心部から北西に約4.0km、宇都宮環状道路から東に約0.3kmに位置し、周辺には戸建住宅や共同住宅が建ち並ぶ低層住宅地である。 そのような環境の中、土地区画整理事業の実施によって、道路や公園などが整備され、良好な宅地が創出されることから、閑静で良好な住宅地としての環境を創出するとともに、将来にわたり、維持・保全するものである。			
・ 開 多 及 て 假 台 の	民主つけ	その他当該区域の整備・開発及び保全に関する方針	(土地利用の方針) 住宅を主体とする良好で快適な住宅地としての環境を確保する。 (建築物等の整備方針) 建築物の用途,建築物の敷地,壁面等の位置,建築物等の形態又は意匠及び垣又は さくの構造の制限を行う。			
地	建	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 1. 専用住宅(一戸建) 2. 建築基準法(昭和25年法律第201号) 別表第二(い)第2号,第9号に掲げるもの 3. 前各号の建築物に附属するもの(政令で定めるものを除く。)			
10	築	建築物の敷地面 積の最低限度	1 6 5 m²			
区	物		建築物等の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線及び道路境界線(隅切り部分は除く。)までの距離は、1メートル以上としなければならない。 ただし、次の各号の一に該当する建築物又は建築物の部分を除く。			
整	等に	壁面等の位置の制限	1. 高さ3メートル以下の車庫(ただし,平屋建ての開放性のあるもので屋根を透光性のある材質で葺いたものに限る。) 2. 物置その他これに類する用途に供する附属建築物で軒の高さが2. 3メートル以			
備	関		下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以下の部分(車庫の用途に供するものを除く。) 3. 道路境界線から1メートル未満の部分にある出窓等は、突出している部分の外壁			
	す		や柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの			
計	る	建築物等の形態 又は意匠の制限	- 上を色調のものとする。また、看板や車庫を配置する場合は、周辺との調和のとれたす			
画	事項	垣又はさくの構 造の制限	隣地境界線及び道路境界線に面して垣又はさくを設置する場合は、原則として高さ 1. 5メートル以下の生垣にしなければならない。(地盤面からの高さ0. 6メート ル以下の部分を除く。) ただし、参考図表示の部分以外については、透視可能なフェンスとすることができ る。この場合、基礎として布コンクリート及び積石を行うときは、その高さを0. 6 メートル以下とし、仕上がり高は1. 5メートル以下とする。 なお、公共施設の安全管理上必要なものについてはこの限りではない。			

「地区計画区域は計画図表示のとおり」

理由

当地区において、周辺環境と調和した良好な住宅地としての環境を形成し、併せてその育成・保全を図るために、本案のとおり決定するものである。



地区計画について、ご意見ご相談がありましたら 下記までお問い合わせ下さい

〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5 宇都宮市都市整備部建築指導課 La028-632-2576

宇都宮市都市整備部都市計画課

Tel $0\ 2\ 8-6\ 3\ 2-2\ 5\ 6\ 5$

平成23年8月